

# 東京税理士会会則（抜粋）

## 第1章 総 則

### （事業）

第3条 本会は、前条に規定する目的を達成するため、次の事業を行う。

5. 経済的理由により税理士又は税理士法人に業務を委嘱することが困難な者（以下「小規模納税者」という。）及び本会が指導を必要と認める者に対する税理士の業務に関する施策（以下「税務支援」という。）を実施すること。

（昭和55. 10. 13旧第6号変更繰上げ、平成13. 12. 7変更、平成17. 6. 14変更）

## 第10章 税務支援

### （税務支援）

第63条 本会は、連合会の会則の規定に従い、次の各号に掲げる税務支援を実施する。

（昭和55. 10. 13新設、平成13. 12. 7変更、平成17. 6. 14変更）

1. 税務援助（小規模納税者に対する税務支援をいう。）（平成17. 6. 14新設）
2. 税務指導（前号以外の者で本会が指導を必要と認める者に対する税務支援をいう。）

（平成17. 6. 14新設）

- 2 前項に規定する税務支援は、会員の業務を侵害することのないよう実施しなければならない。（昭和55. 10. 13新設、平成17. 6. 14変更）

- 3 会員は、本会及び連合会が実施する税務支援に従事しなければならない。

（昭和55. 10. 13新設、平成17. 6. 14変更）

- 4 会員は、本会から前項の従事の要請があったときは、病氣療養その他正当な理由なくこれを拒むことはできない。

（平成26. 12. 12新設）

### （税務支援実施の基準）

第64条 第63条の規定により税務支援として実施する業務は、次の事務とする。

（昭和55. 10. 13新設、平成25. 6. 19変更）

1. 税務に関する相談
2. 記帳及び決算に関する相談（平成17. 6. 14変更）
3. 税務書類作成に関する相談（平成17. 6. 14変更）
4. 前各号に掲げるもののほか、本会が必要と認める事務

- 2 税務支援の実施に関し必要な事項は、この会則に規定するもののほか、規則で定める。

（昭和55. 10. 13新設、平成17. 6. 14変更、平成27. 6. 15変更）